

明石市公衆浴場法施行条例の一部改正について

厚生労働省は、「子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」の研究結果を踏まえ、令和2年（2020年）12月10日付けで「公衆浴場における衛生等管理要領」（以下、「要領」といいます。）を改正し、男女の混浴制限年齢の目安を「おおむね10歳以上」から「おおむね7歳以上」に引き下げを行いました。

要領の改正や社会情勢の変化を踏まえ、本市においても男女の混浴制限年齢の引下げを行うため、令和5年12月議会での条例改正を予定していることについて、報告します。

1 改正の概要

明石市公衆浴場法施行条例第4条に規定する公衆浴場の事業者が講ずべき措置の基準について、要領と同様に男女の混浴制限の年齢を「10歳以上」から「7歳以上」へ引き下げること検討しています。

※ 市内の公衆浴場：27施設（R5.8.1時点）

※「家族風呂等に夫婦や介助を要する者とその家族が入浴する場合」や「水着の着用を義務付けているその他の公衆浴場*に入浴する場合」については混浴の制限はありません。

*その他の公衆浴場：いわゆる「銭湯」以外の公衆浴場

2 他自治体の動向等

(1) 全国の混浴制限年齢別の自治体数

時点	7歳以上	8歳以上	10歳以上	12歳以上	規定せず	計
R3.3.1	2	14	100	8	31	155自治体
R5.4.2	101	15	10	0	31	157自治体

〈地方自治研究機構の調査より〉

(2) 兵庫県内の混浴制限年齢の引き下げ状況

自治体名	現状	備考
兵庫県、神戸市、姫路市、西宮市、明石市	10歳以上	今年度中に7歳以上へ改正予定
尼崎市	7歳以上	R3.4.1に7歳以上へ改正

3 スケジュール（案）

令和5年10月 パブリックコメントの実施、関係団体への意見聴取

12月 改正条例案の議会提案

令和6年2月 改正条例の施行

※公布の日から約1ヶ月を周知期間として設定しています。